

浜松市中央卸売市場売買参加者要綱

第1章 売買参加者

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市中央卸売市場業務条例（昭和54年浜松市条例第37号。以下「条例」という。）第32条第2項の規定に基づき売買参加者の承認ほかについて必要な事項を定める。

(資格)

第2条 売買参加者の承認を受けようとする者は、次の各号に該当するものでなければならない。

(1) 次に掲げるいずれかの業務を行っている者であつて、かつ、事業所を有すること

ア 条例第3条の取扱品目（以下「取扱品目」という。）を一般消費者に販売することを業とする小売業者

イ 取扱品目を加工して販売することを業とする加工業者

ウ 上記ア及びイに掲げるもののほか、市長が必要があると認める事業者

(2) 次に掲げるいずれかの業務経験を有する者

ア 取扱品目を取り扱う自己の業務又は卸売業務に継続して3年以上の経験を有し、かつ、現にその業務に従事している者

イ 取扱品目を取り扱う浜松市中央卸売市場（以下「市場」という。）の取引業務に1年以上の経験を有する者（現金決済の買出人を除く）

2 条例第32条第1項の承認は、取扱品目ごとに行う。

(欠格事項)

第3条 市長は、売買参加者の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認をしてはならない。

(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(2) 市場の売買参加者の承認取消しの日から1年を経過しない者

(3) 市場の関係者に対する債務が履行遅滞となっている者

(4) 卸売の相手方として必要な知識及び資力信用を有しない者

(5) 市町村民税を滞納している者

(6) 業務に必要な行政庁の許可を受けていない者

(7) 法人にあつては、市場の業務に携わる役員が第1号から第3号までのいずれかに該当するものであるとき。

(8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）であるとき。

(9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員若しくは同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者又はこれら

の者と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用する者であるとき。

(10) 暴力団員等がその事業活動を支配する者であるとき。

（承認の申請）

第4条 売買参加者の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載し、かつ、申請者（法人にあっては、その代表者）が押印した売買参加者承認申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(1) 名称又は商号

(2) 代表者の氏名

(3) 住所又は所在地

(4) 取扱品目

(5) 法人にあっては、資本金又は出資の額

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 申請者が法人である場合

ア 定款

イ 登記事項証明書

ウ 貸借対照表及び損益計算書

エ 事業調書（第2号様式）

オ 株主若しくは出資者の氏名又は名称及びその持株数若しくは出資額を記載した書面

カ 代表者の印鑑登録証明書

キ 市町村民税納税証明書

ク 代表者の履歴書

ケ 代表者の身分証明書（本籍地の市区町村が発行する破産手続開始の決定の通知を受けていない旨の証明書をいう。以下同じ。）

コ 市場の業務に携わる役員が第3条第1号から第3号及び第7号から第10号に掲げる者に該当しないことを誓約する書面

サ 代表者の写真

シ 上記アからサに掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(2) 申請者が個人である場合

ア 事業調書（第2号様式）

イ 印鑑登録証明書

ウ 市町村民税納税証明書

エ 履歴書

オ 身分証明書

カ 第3条第2号、第3号及び第8号から第10号に掲げる者に該当しないことを誓

約する書面

キ 写真

ク 上記アからキに掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(意見の聴取)

第5条 市長は、売買参加者の承認をするに当たり、必要があると認めるときは、次の各号に掲げる市場の関係者にその意見を聴くことができる。

- (1) 卸売業者
- (2) 仲卸組合
- (3) 売買参加者組合
- (4) 代金決済機関

(売買参加者承認証等の交付)

第6条 市長は、条例第32条第1項の承認をしたときは、当該売買参加者に対して、売買参加者承認証(第3号様式)を交付する。

2 市長は、前項により売買参加者承認証を交付したときは、当該売買参加者に対して、売買参加者章(第4号様式)及び氏名章(第5号様式)を交付する。

3 売買参加者は、卸売業者が行う卸売のせりに参加するとき及び市場内において取引するときは、前項の売買参加者章及び氏名章(以下「売買参加者章等」という。)を付けた帽子を着用しなければならない。

4 売買参加者は、その資格を失ったときは、速やかに売買参加者章を市長に返還しなければならない。

(名称の変更等による申請)

第7条 売買参加者は、第4条第1項第1号又は第2号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、申請者(法人にあっては、その代表者)が押印した売買参加者名称変更等申請書(第6号様式)に変更に係る内容を証明する書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の申請をする場合において、その内容が業務の承継となるときは、譲渡人及び譲受人(法人にあっては、その代表者)が押印した業務承継確認書(第7号様式)を添えて市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の申請による変更を承認したときは、第6条第1項の規定を準用する。

4 市長は、第1項の申請の承認に当たり、第6条第2項で交付した売買参加者章等に変更が生じる場合は、再交付する。

(住所の変更等による届出)

第8条 売買参加者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、届出者(法人にあっては、その代表者)が押印した売買参加者住所変更等届出書(第8号様式)に変更に係る内容を証明する書類を添えて市長に届け出なければならない。

- (1) 事業調書に記載した事業所又は店舗の名称を変更したとき。

(2) 住所又は所在地（事業所又は店舗を含む）を変更したとき。

(3) 法人にあっては、資本金又は出資の額及び役員（代表者を除く）を変更したとき。

（辞退の届出等）

第9条 売買参加者は、卸売業者から卸売を受けることを廃止しようとするときは、あらかじめ、届出者（法人にあっては、その代表者）が押印した売買参加者辞退届出書（第9号様式）を市長に提出しなければならない。

2 売買参加者が死亡し、又は解散若しくは破産手続開始の決定を受けたときは、その相続人又は清算人若しくは破産管財人は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

（承認の取消し）

第10条 市長は、売買参加者が第3条第1号及び第7号から第10号に該当することとなったときは、その承認を取り消さなければならない。

（有効期間及び承認の更新）

第11条 売買参加者の承認の有効期間は、5年以内で市長が定める期間とする。

2 売買参加者は、承認の有効期間の満了の日後も引き続き市場内において卸売業者から卸売を受けようとするときは、市長が別に定める手続きにより承認の更新を受けなければならない。

3 市長は、前項により更新を承認したときは、第6条第1項の規定を準用する。

（売買参加者章又は氏名章の紛失等の届出）

第12条 売買参加者は、売買参加者章等を紛失し、又は損傷したときは、速やかに、届出者（法人にあっては、その代表者）が押印した売買参加者章（氏名章）紛失（損傷）等届出書（第10号様式）を市長に提出して売買参加者章等の再交付を受けなければならない。この場合において、売買参加者章等を損傷したときにあっては、当該売買参加者章等を添えなければならない。

2 前項の規定により売買参加者章の再交付を受けようとする者は、当該再交付に要する費用を負担しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による提出があったときは、売買参加者章等の再交付を行う。

4 売買参加者が第9条第1項の届出をする場合、又は売買参加者の相続人若しくは清算人若しくは破産管財人が同条第2項の届出をする場合において、売買参加者章を紛失したときは、届出者（法人にあっては、その代表者）が押印した売買参加者章（氏名章）紛失（損傷）等届出書（第10号様式）を市長に提出しなければならない。

第2章 売買参加補助者

（売買参加補助者の届出等）

第13条 売買参加者は、自らの業務を補助する売買参加補助者（卸売業者が行う卸売に参加するのに必要な知識及び経験等を有している役員又は使用人のうち当該売買参加者が指名する者をいう。以下「補助者」という。）を市場内において卸売業者が行う卸売に

参加させる場合は、市長に届け出なければならない。

- 2 売買参加者は、前項の届出をしようとするときは、あらかじめ、届出者（法人にあっては、その代表者）が押印した売買参加補助者指名届出書（第11号様式）に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

（1）補助者の住所を確認できる書類

（2）補助者の写真

（3）前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

- 3 市長は、前項の届出を受理したときは、当該売買参加者に対して、売買参加補助者章（第12号様式）及び氏名章（第13号様式）を交付する。

- 4 補助者は、卸売業者が行う卸売のせりに参加するとき及び市場内において取引するとき、第6条第3項の規定を準用する。

- 5 売買参加者は、補助者でなくなった者があるときは、速やかに、届出者（法人にあっては、その代表者）が押印した売買参加補助者解任届出書（第14号様式）を市長に提出するとともに、売買参加補助者章を返還しなければならない。

（入場の制限又は取下げ）

- 第14条 市長は、補助者が市場の適正かつ健全な運営を阻害する行為をしたときは、当該行為の中止を命じ、若しくは6月以内の期間を定めて市場への入場を制限し、又は売買参加者に対して補助者の取下げを命じることができる。

（氏名の変更等の届出）

- 第15条 売買参加者は、補助者が氏名又は住所を変更したときは、遅滞なく、届出者（法人にあっては、その代表者）が押印した売買参加補助者氏名変更等届出書（第15号様式）に変更に係る内容を証明する書類を添えて市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、前項の届出により第13条第3項で交付した氏名章に変更が生じる場合は、再交付する。

（有効期間及び更新）

- 第16条 補助者の届出の有効期間は、売買参加者の有効期間とする。

- 2 売買参加者は、第11条第2項の売買参加者の更新に当たり引き続き補助者を必要とする場合は、市長が別に定める手続きにより届け出なければならない。

（売買参加補助者章又は氏名章の紛失等の届出）

- 第17条 売買参加者は、補助者が売買参加補助者章又は氏名章を紛失し、若しくは損傷したときは、第12条第1項から第3項までの規定を準用する。

- 2 売買参加者は、第13条第5項の届出をする場合において、売買参加補助者章を紛失したときは、第12条第4項の規定を準用する。

附 則 （令和2年3月31日決裁）

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年6月21日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に、浜松市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例（令和元年浜松市条例第43号）の規定による改正前の浜松市中央卸売市場業務条例、浜松市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則（令和2年浜松市規則第48号）の規定による改正前の浜松市中央卸売市場業務条例施行規則、次項の規定による廃止前の浜松市中央卸売市場売買参加者承認要綱及び次項の規定による廃止前の浜松市中央卸売市場売買参加補助者届出要綱の規定によりされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりされたものとみなす。

(廃止)

- 3 浜松市中央卸売市場売買参加者承認要綱（平成29年8月4日決裁）及び浜松市中央卸売市場売買参加補助者届出要綱（平成28年8月29日決裁）は、廃止する。

附 則 （令和2年6月8日決裁）

この要綱は、令和2年6月21日から施行する。

附 則 （令和3年5月28日決裁）

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

附 則 （令和6年4月1日決裁）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

第 1 号様式(第 4 条関係)

年 月 日

(あて先) 浜松市長

住所(所在地)

名称(商号)

申請者

氏名(代表者氏名) 印

電話番号() -

売 買 参 加 者 承 認 申 請 書

浜松市中央卸売市場業務条例第 3 2 条第 1 項の規定により、
次のとおり申請します。

記

事業所 (店舗)	名称又は商号	
	住所又は所在地	郵便番号 〒
	電話番号	
卸売を受けようとする 取扱品目を○で囲む		青果物 ・ 水産物
資本金又は出資額 (法人のみ)		

(注)事業所(店舗)が複数ある場合は代表するものを記入

青果物 -
水産物

(注)取引番号欄は記入しないこと

第 2 号様式(第 4 条関係)

事 業 調 書

自己の 業 務	1 小売業者（青果店・鮮魚店・スーパー マーケットなど）		創業年次	年 月
	2 加工業者（漬物製造・干物製造など）			
	3 その他（ ）			
業務経験	年	取得している行政庁の許可		
事業所（店舗） ※第 1 号様式に記載した以外の店舗				
名 称（商 号）		所 在 地		
		電話（ ） ー		
		電話（ ） ー		
		電話（ ） ー		
役員 又は 使用人	役職等	氏 名	住 所	
区 分	過去 1 年間の仕入実績		今後 1 年間の仕入見込み（中央卸売市場分）	
青果物	万円		万円	
水産物	万円		万円	
その他	万円		万円	
合 計	万円		万円	
所有 資産	所 在 地		地目又は用途	面 積
				m ²
				m ²
				m ²

(注) 所有資産は、申請者名義のものについて記入

浜松市指令 第 号
年 月 日

住所(所在地)
名称 (商号)
氏名 (代表者氏名)

浜松市長 印

売 買 参 加 者 承 認 証

年 月 日付け申請のあった売買参加者については、浜松市中央卸売市場業務
条例第 3 2 条第 1 項の規定により次のとおり承認します。

記

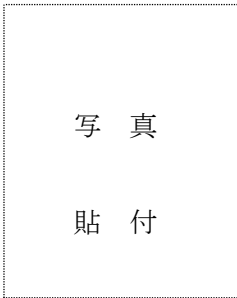
- 1 取扱品目
- 2 売買参加者番号
- 3 承認期間
- 4 承認条件

第4号様式（第6条関係）

	売 買 参 加 者
1 2 - 3 4	

- 備考 1 材質 プラスチック
- 2 寸法 縦 7 cm × 横 13 cm
- 3 色
- (1) 地色 黄緑色（青果物）
水色（水産物）
- (2) 文字 黒色（青果物）
白色（水産物）
- 4 数字は例示

第5号様式（第6条関係）

売買参加者（ ）	
1 2 - 3 4	
氏 名 浜松市中央卸売市場	
有効期間	年 月 末日

- 備考 1 寸法 縦 4～6 cm × 横 7.5～10 cm
- 2 （ ）内には、青果物又は水産物の取扱品目を記入する
- 3 数字は例示

第 6 号様式（第 7 条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市長

住所（所在地）

名称（商号）

申請者

氏名（代表者氏名）

⑨

電話番号（ ） ー

売買参加者名称変更等申請書

浜松市中央卸売市場売買参加者要綱第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

記

- 1 取扱品目
- 2 売買参加者番号
- 3 変更事項

第 7 号様式（第 7 条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市長

	住所（所在地）	
届出者	名称（商号）	
（譲渡人）	代表者氏名	⑩

	住所（所在地）	
届出者	名称（商号）	
（譲受人）	代表者氏名	⑩

業 務 承 継 確 認 書

浜松市中央卸売市場売買参加者要綱第 7 条第 2 項の規定により業務の承継について、次のとおり行うことを譲渡人及び譲受人の双方において確認しました。

記

売買参加者承認の 年月日及び番号	年 月 日 浜松市指令 第 号
業務の承継の予定日	年 月 日
取扱品目及び 売買参加者番号	
業務の承継を 必要とする理由	

第 8 号様式（第 8 条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市長

住所（所在地）

名称（商号）

届出者

氏名（代表者氏名）

⑩

電話番号（ ） ー

売買参加者住所変更等届出書

浜松市中央卸売市場売買参加者要綱第 8 条の規定により、次のとおり届け出ます。

記

- 1 取扱品目
- 2 売買参加者番号
- 3 変更事項

第 9 号様式（第 9 条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市長

住所（所在地）

名称（商号）

届出者

氏名（代表者氏名）

⑨

電話番号（ ） ー

売 買 参 加 者 辞 退 届 出 書

浜松市中央卸売市場売買参加者要綱第 9 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

記

1 取扱品目

2 売買参加者番号

3 辞退年月日 年 月 日

4 添付書類

☐ 売買参加者章

☐ 売買参加者章紛失等届出書

第 10 号様式（第 12 条・第 17 条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市長

住所（所在地）

名称（商号）

届出者

氏名（代表者氏名） 印

電話番号（ ）

売買参加者章（氏名章）紛失（損傷）等届出書

浜松市中央卸売市場売買参加者要綱第 12 条（第 1 項・第 4 項）の規定により、売買参加者章等を紛失（損傷）したので、次のとおり届け出ます。

記

- 1 取扱品目
- 2 売買参加者番号
- 3 紛失（損傷）物品 売買参加者章 ・ 氏名章
- 4 再交付願い及び誓約（紛失の場合）

1 紛失（損傷）物品の再交付をお願いします。

2 紛失物品について、万が一事故ある場合は全て責任を負うことを誓約いたします。

氏名（代表者氏名） 印

（添付書類）

（1）損傷の場合は、損傷した売買参加者章等

第 11 号様式（第 13 条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市長

住 所（所在地）

名 称（商号）

届 出 者

氏 名（代表者氏名） ⑩

電 話 番 号（ ） ー

売買参加補助者指名届出書

浜松市中央卸売市場売買参加者要綱第 1 3 条第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

記

- 1 取扱品目
- 2 売買参加者番号
- 3 指名する売買参加補助者

氏 名	住 所	経験年数	備 考

第12号様式（第13条関係）

	売 買 参 加 者	補
1 2 - 3 4		

- 備考 1 材質 プラスチック
- 2 寸法 縦 7 cm × 横 13 cm
- 3 色
- (1) 地色 黄緑色（青果物）
水色（水産物）
- (2) 文字 黒色（青果物）
白色（水産物）
- (3) 補 は赤色
- 4 数字は例示

第13号様式（第13条関係）

補	売買参加者（ ）	写 真 貼 付
1 2 - 3 4		
氏 名 浜松市中央卸売市場		
有効期間		年 月 末日

- 備考 1 寸法 縦 4～6 cm × 横 7.5～10 cm
- 2 （ ）内には、青果物又は水産物の区分を記入する
- 3 数字は例示

第 14 号様式（第 13 条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市長

住 所（所在地）

名 称（商号）

届 出 者

氏 名（代表者氏名）⑩

電 話 番 号（ ） ー

売買参加補助者解任届出書

浜松市中央卸売市場売買参加者要綱第 1 3 条第 5 項の規定により、次のとおり届け出ます。

記

- 1 取扱品目
- 2 売買参加者番号
- 3 解任した売買参加補助者

氏 名	住 所	備 考

- 4 添付書類
- ☐ 売買参加補助者章
☐ 売買参加者章紛失等届出書

第 15 号様式（第 15 条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市長

住所（所在地）

名称（商号）

届出者

氏名（代表者氏名）

⑩

電話番号（ ） ー

売買参加補助者氏名変更等届出書

浜松市中央卸売市場売買参加者要綱第 15 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

記

- 1 取扱品目
- 2 売買参加者番号
- 3 変更事項